

『播磨国風土記』写本調査報告(三)

垣内 章

本稿は、静嘉堂文庫所蔵の『播磨国風土記』写本三点に係る調査速報である。なお、本報告において使用した写本の名称は、筆者が仮に付したものであり、正式な報告を行う際には変更する可能性がある。

引用文の文字使いは、できるだけ原本に近い形の文字とするよう心がけたが、一部を除き変体仮名については平仮名表記とした。また、引用文については行末を「／」で示したところがある。

○宮島本「播磨國風土記」(静嘉堂文庫所蔵)

《奥書》1

嘉永五年九月六日書写了

平 種察

同七年^(開)壬七月再写了

六人部是香

《奥書》2

右播磨国風土記はもと一摺紳家の旧蔵なりしを／近年京人谷森種察六人部是香等の傳写せしなりとそ／こゝに越中国高岡の神職^(文)接津守伴宿祢守一去年／上京の次是香か門に遊ひて写来れるをこのころ借て／備書せしめ手つから校合するにつきてハ彼種察是／香か書入をも折衷して^{朱をもて}これを加注し余か僻案をハ／藍もてしるせり抑かはかりやむことなきいにしへふみの／めつらしきを居なからに写し得たるとハひとへに文明／の御代のたまものにこそありけれといともく／うれしく／てそのよしいさゝかしりへに書そへつ／

安政五年^成六月廿六日

狩谷鷹友

同七月廿九日再校加点了

神習館主人

《冒頭》（本来、考証記事・惣国風土記播磨国条
がおかれる位置）

六人部是香力書入ニ云出雲口風土記曰右件郷
字者依灵龜元年式改里ノ為郷其郷名字者被神
龜三年民部省口宣改之トアリシカルニ此書ニ
ハノミナ里トアリテ郷字一モナシ灵龜元年以
前ノ物ナルヘシ又和銅六年ノ紀五月甲子制畿
内七道諸口郡郷名著好字云と載史籍言上下見
エタルノコレ風土記ノ出来ツル起原ナリ
此書改字二字ト云ノ見ユルハカノ和ノ銅ノ
制ヲ云ヘルモノナリサレハ此風土記ハ和銅六
年五月ヨリ灵龜元年ノマテニ出来タルニテ和
銅七年ノ作ナルヘシ風土記アルカ中ニモ尤モ
ノ古記ナリ云とノ

鷹友按ニ古事記傳廿一の四十九葉ニ此ノ記の
萩原里の條を引テ榛木に由ノれる名なりとて
此ノ国ノ名の起りを解れたるハ信がたし
此ノ国ノ名の起りを解れたるハ信がたし
針の説も弥從ひがたしさて傳ニハ唯仙覺方藥抄と季吟が拾穂抄とに
引たる詛文をのミ抛として未此記の原文を見られざるほどの讀なれ
川氏が
りうごつへき
にあらざかし
これど此ノ国ノ名の起りハ必ス惣国風土記
ニ云へる趣ぞ正義□るべく覺ゆ其ノ文に云ク

所^ユ以^エ號^{イフ}播磨^{ハリマ}者^ハ所^{ツクラ}造^シ天下^{アメノシタ}大神^{オホカミ}大穴^{オホアナ}持^{モチ}
命^{ミコト}與^ス少彦^{スクナヒコ}名^ナ命^{ミコト}巡^リ行^ア天下^{アメノシタ}之^マ御時^{マストキ}一^{ヒト}到^{イタリ}
坐^{マシテ}此^{コノ}國^{クニ}海^{ウミ}邊^ヘ詔^{ミコトメク}此^{コノ}國^{クニ}如^{コノクニニ}張^{ハリ}弓^{ユミ}一^{ヒト}國^{クニ}也^{ナリ}詔^{ミコトメク}給^{タマフ}
故^{カレ}云^{イフ}張^{ハリ}濱^マ之^ノ國^{クニ}今^{イマ}云^{イフ}播磨^{ハリマ}之^ノ縁^ヰ也^{ナリ}と見
えたる是^{コレ}なり惣国風土記ハいとく後ノ世の
物なれと右の説ハ必ス此ノノ記の全文の傳り
たるに據^ヨよれるか然^{シカ}らずとも□^キめて古傳^{コデン}の存^{ゾク}
れる由^ユ有^{アリ}て其^{ソノ}レに就^{ツキ}て記^キせること、見^ミゆ文^{カキ}
殊^{ザマコト}にめでたし心を込^{コメ}て熟味^{ヨクアチ}ふへしノ

※タテ二六・三ヲ、ヨコ一九・〇ヲ。題簽に手書
きで「播磨國風土記 完」とある。狩谷鷹友の
「神習館」朱文豎印、静嘉堂文庫の「静嘉堂藏書」
「宮島本」朱文豎印、「静嘉堂藏11748-1-17658」
のラベルあり。全四五丁の内、本文は四三丁半。

本書は、奥書1・2から、伝写の経緯経過が判
明し、大阪府立中之島図書館石崎文庫本・岩崎本
と同系統に属する本であることは動かないが、本
書には六人部是香本に特徴的な目録・考証記事、
また惣国風土記播磨国条、逸文二条は附属しない。
なお本書は宮島某旧蔵である。

本文は、半丁八行、一行一八字詰め、点画の

しつかりした文字。賀古郡鴨波里を「鴨渡里」(左傍線垣内、以下同)とするほかは、文字配りの細かなところまで(岩崎本が幹某の書写誤りとする五箇所も含め)、岩崎本とよく一致する⁽⁴⁾。用字も同様で、印南郡郡末条を「汝弟聚吉備比賣」^{聚原本}「天皇欲聚此女」とすることや、「號」「號」「於」「於」「甬」「甬」(爾の異体字)などは、その位置もほぼ一致する。

本崎石	本崎岩	本島宮	頭注	
小地名アリ	小地名アリ	小地名ナシ 歌書の引用	標目飾り	本文
小里郡	小里郡	小里郡	ナシ	用字
廉・置・尔・国 号・罝・出・所	鹿・岡・所・號 號・甬・甬・国	鹿・岡・所・號 國・甬・甬・國		

表 六人部本系諸本の関係

ただ、「国」「國」に関しては「口」を多用するなど、異なるところも認められる。これを概念的に示すと表のごとくである。

これらのことから、宮島本は、本文用字や文字配列は岩崎本と揆を一にしなから、本文標目の飾りや頭注には小地名を掲げないことなどから、宮

島本と岩崎本は近しい兄弟関係にあるといえる。

なお、宮島本・岩崎本・石崎文庫本には、注記が多数見えるが、その分量(条数)の多寡は石崎文庫本√岩崎本√宮島本となる。そのようななか、岩崎本・石崎文庫本ともに「今按布盖海布之布非絹之布」とある賀毛郡三重里頭注は、宮島本では「種案云布是海布之布也非絹之布坎」と谷森種案(善臣)の名を冠している。宮島本における種案の名による注記はこの一箇所のみ。宮島本の親本の書写者である関守一は六人部是香の門弟であったことを考慮し、ここは守一が直接是香に教示を得て書き入れたものかと推量しておく。

また、宮島本頭注には、「万葉集」「後撰和歌集」「古今和歌六帖」「拾遺和歌集」「新古今和歌集」「夫木和歌抄」「歌枕名寄」から、風土記の地名に関わりある歌が掲出されており、「播磨国風土記」写本の中にあつては珍しい本といえる。

○鈴木本「播磨國風土記」(静嘉堂文庫所蔵)

《奥書》1

右播磨風土記以或家古卷令寫之當時出雲豊後之

外諸國風土記逸於後人擬作者
餘國猶有之 寂可謂奇珍矣

寛政八年六月廿六日同日令一校而惟々有本
審重以正本可校者也

正二位藤 紀光

嘉永五年九月六日書寫 平 種案

同 六年十一月廿八日書禪校合了 中臣連胤

安政三年三月中旬借得京師鈴鹿筑前守所藏本

謄寫畢 藤原春村

《奥書》2

右者以妙法院宮舎人丹治宿祢正辭藏本模寫了

元治元年歲次甲子七月十九日 散位穂積臣

(自筆カ)
「真年」 印

※タテ二五・八セ、ヨコ一八・五セ。題簽に「播

磨國風土記 全」とある。鈴木真年の「鈴木圖書

之記」「穂」朱文方印、静嘉堂文庫の「静嘉堂藏

書」「鈴木本」朱文豎印、「廬氏」朱文瓠形印あり。

「廬氏」印は鈴木真年の(5)「(すずき)廬氏」を省画したもの

か。「静嘉堂藏11749-1-76 58」ラベル貼付あり。

表紙・裏表紙に桐の模様を散らす。全四五丁の内、

本文は四三丁半。

本書は、奥書1から黒川春村本の写しであり、

拙文にて紹介した「穂積本」の直接の親にあたる

こと明白。郡目次、本文、逸文二条、考証記事・

惣国風土記播磨国条という構成・配置も他の黒川
本に同じ。

○中田本「播磨國風土記」(静嘉堂文庫所蔵)

《奥書》

右播磨風土記以或家古卷令寫之當時出雲豊後之

外諸國風土記逸於後人擬作者
餘國猶有之 寂可謂奇珍矣

寛政八年六月廿六日同日令一校而惟々有本
審重以正本可校者也

正二位藤 紀光

嘉永五年九月六日書寫 平 種案

同 六年十一月廿八日書寫校合了 中臣連胤

安政三年三月中旬借得京師鈴鹿筑前守所藏本

謄寫畢 藤原春村

※タテ二七・一セ、ヨコ二〇・四セ。題簽に手書

きで「播磨風土記」とある。表紙に「中田」の墨

書、「静嘉堂藏11764-1-76 59」ラベル貼付、

「中田氏書籍」、静嘉堂文庫の「静嘉堂藏書」の朱

文豎印あり。本書は、奥書から黒川春村本の写し

であること明らかであり、郡目次、本文、逸文二

条、考証記事・惣国風土記播磨国条という構成・

配置も鈴木本に同じ。

よつて以下に、鈴木本・中田本と同じく黒川春村本系に属する穂積本・県博本の四本を比較し、判明したことを列記しておく。

①四本ともに、英賀里条の「伊和大神之子」を「伊和天神之子」と誤るが、鈴木本のみ「真年云下文作大為是」の傍注がある。

②四本ともに、四丁ウラの三行目（大國里最終行）を二一字詰めとするが、同じ黒川本系統の横山本・南癸文庫本も同様であることから、黒川本自体が二一字詰めであった可能性がある。

③鈴木本・穂積本・中田本、一七丁オモテの邑智驛家条の「而泳之」を図2のようにつくる。横山本・南癸文庫本・温故堂文庫本にもこれとほぼ類似のもの（図3）があるが、前三者とは虫喰いの形が異なる⁶。

④鈴木本・穂積本の奥書には木村正辞の書写本を模写した旨の識語があるが、それを持たない中田本・県博本にも、「正辞按」云々の頭

注が存在する。

⑤鈴木本・穂積本・中田本ともに、石海里の頭注には「真香按石海當訓伊波美文中石海人夫者石見国人夫也」とあるが、県博本は「真年按……」とする。

⑥中田本・県博本ともに、「比須良比賣」を「比須退比賣」に、三丁ウラ一行目を「悉^留印南之」と一文字書き漏らし行末を「大津江」とする。五丁オモテ一行目「故曰宅村」を「故曰宅村」に誤る。

⑦鈴木本の揖保郡枚方里佐比岡条は「佐比者出雲之大神在神尾山此神出雲国人経^者過」とあるが、中田本・県博本は「佐比出雲之大神在神尾山此神出雲国人経遇」につくり、以後七行にわたって行末を一字づつ繰り上げ、諸校本が「難波^高。津宮天皇之世」と脱字と想定する「高」字を本文に取り込み文字列の乱れを回収する。

などのことから、（1）四本はともに木村正辞校合本系であり、非常に近しい関係にはあるものの、（2）前二者と後二者の間には無視しがたい溝が

あることが判明する。

また、県博本は、一〇行詰めであるが、一九丁ウラと二〇丁ウラのみ七行詰めとなっている。一九丁ウラの余白に「此三ノ行追ノ書スベシ」の朱文字があることから、県博本の親本は七行詰めであったものと思われる。

以上、静嘉堂文庫所蔵「播磨国風土記」の写本調査の概略を述べた。

末筆ながら、資料を提供くださった静嘉堂文庫、並びに岩崎啓介、兵庫県立歴史博物館の各位に心より御礼申し上げます。

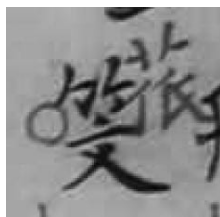


図1 岩崎本

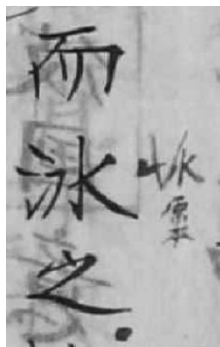


図2 穂積本

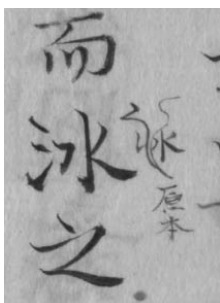


図3 横山本

(1) 伴(関)守一 天保元年(一八三〇) 射水郡高岡

町の関野神社の神官関正峰の子。安政四年(一八五七)に上京し六人部是香に国学を学ぶ。帰郷後越中社家触頭、慶応三年(一八六七)従五位下下総守、明治元年(一八六八)三月金沢藩神祇取締係、同五年(一八七二)五月射水神社権宮司。和歌を能くしたとある。(https://blogs.yahoo.co.jp/vlne_r75w1/31966453.html?_yjsp=6LaK5Lir44Gu5Zu95a2m6ICF)

「藩政期越中国と高岡の人々―越中各地の国学者」。

刈谷鷹友 文政十年(一八二七)〜明治十一年(一八七八)六月。金沢に生まれ、田中躬之に国学を学

び、嘉永五年(一八五二)藩校明倫堂皇学科の訓導となる。明治五年白山比咩神社宮司。歌書多数。神習館は鷹友の学舎。(国学下『石川県史』第三編 藩治時代(下)、石川県、一九二八年)。

(2) 拙文「近世末期における『播磨国風土記』の書写・伝播過程について―播磨における風土記の受容―」

(『播磨学紀要』一九 播磨学研究所、二〇一六年)、拙文「『播磨国風土記』写本調査報告(二)」(『ひょうご歴史研究室紀要』三、兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室、二〇一八年)。

(3) 『静嘉堂文庫國書図書目録』(一九二九年)には、「宮」略号が付してあるものの、宮島某旧蔵とのみあって、旧蔵者の氏名は明らかにされていない。ただ、『静嘉堂文庫漢籍分類目録』(一九三〇年)には、「宮」略号の旧所蔵者として、「宮島藤吉」を掲げている。

ただし、同一人かは確認できない。

(4) 例えば、校合本では、飭磨郡伊和里条のいわゆる十四丘の割書の左行冒頭は「萩丘」となるのが通例ながら、宮島本・岩崎本ともに図1（但し、宮島本の朱墨の別は不明）のようにつくる。このような事例は管見による限り他に例はない。

(5) 鈴木真年は、天保二年（一八三一）〜明治二七年（一八九四）。江戸神田の煙草商の家に生まれ、栗原信充・平田鉄胤に師事する。慶応元年（一八六五）紀州和歌山藩の藩士となり系譜編纂事業等に従事し、明治維新後は新政府に出仕し弾正台・陸軍省等に職を得た。穂積真香、今井舎人とも称す。（<http://www.2.ucom.ne.jp/hetoyc15/keihu/matosi/matosisib1.htm> / 宝賀寿男「鈴木真年の別名での系図研究事業」、<https://ja.wikipedia.org/wiki/「鈴木真年」>、<https://kotobank.jp/word/「鈴木真年-1084294」>）。

(6) 横山本・南癸文庫本・温故堂文庫本は、文久元年（一八六一）に成立した木村正辞校合本を正辞自身が同三年に平田鉄胤所蔵の臨模本で再校合した系統に属する本である。なお、横山本の図版は、国立国会図書館デジタルコレクションの『播磨国風土記』（請求記号830-119）のJPEG版から引用した。（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2538170>）。